

秘密保持契約書 内容

第1条 (秘密情報の定義)

1. 本契約における「秘密情報」とは、次の各号に掲げる情報をいう。
 - (1) 氏名、住所、電話番号、メールアドレスその他個人を識別できる情報
 - (2) 契約内容、取引履歴、支払情報
 - (3) その他、甲乙間の取引にあたって開示された一切の情報
2. 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報には含まれない。
 - (1) 開示時点において、甲乙双方が既に了知していた情報
 - (2) 開示時点において既に公知であった情報
 - (3) 開示された時点以後において受領者の責によらずして公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
 - (5) 開示された情報によらずして独自に開発した情報

第2条 (秘密情報の取扱い)

- 甲および乙は、相手方の秘密情報を次の各号に掲げる目的の達成に必要な最小限の範囲でのみ秘密情報を使用するものとする。
1. エネルギー供給設備・消費機器（暖房、給湯、空調等）の保安業務
 2. エネルギーの安定供給およびその普及拡大
 3. エネルギー供給設備工事
 4. 漏洩等異常自動通報や供給沿革遮断等の、エネルギー供給事業に関連するサービスの提供
 5. リフォーム事業、エネルギー消費機器・警報機等の機器・住宅設備の販売・設置・修理・点検、アフターサービスの提供
 6. その他、甲の取り扱う商品の販売・サービスの提供
 7. 上記各種事業に関するサービス・製品のお知らせ・PR、調査・データ集積等
 8. その他上記1. から7. に付随する業務の実施

第3条 (秘密保持義務)

1. 甲および乙は、相手方の秘密情報を善良な管理者の注意義務をもって厳重に管理し、次の各号に掲げる事項を遵守することを誓約する。ただし、本目的のため必要な範囲において、自己の役員および従業員、グループ会社各社、エネルギー機器等製造者及び販売者、業務提携契約を締結した業者、並びに自己が依頼した弁護士、会計士その他のアドバイザー（以下総称して「従業員等」という。）に対し、本契約と同一の義務を負わせた上で、必要最小限の範囲で秘密情報を開示できるものとする。
 - (1) 相手方の秘密情報を第三者に提供、開示、漏洩しないこと
 - (2) 相手方の秘密情報を業務遂行以外の目的で使用しないこと
 - (3) 相手方の秘密情報を適切な方法で保護し、紛失、改ざん、不正アクセスを防止すること
 - (4) 秘密情報保護に関する法令およびガイドラインを遵守すること
 - (5) 秘密情報の取扱いに関する内部規定を整備し、従業員に対する教育を実施すること
 - (6) 相手方の秘密情報に誤りがあった場合、速やかに訂正すること
2. 第1項の規定にかかわらず、法令、裁判所、行政庁又は規制権限を有する公的機関の規則、裁判、命令、指示等により秘密情報の開示を要求される場合、甲および乙は必要な範囲で相手方の秘密情報を開示することができる。ただし、当該開示を行った場合、可能な限り事前に、又はやむを得ない場合には事後速やかに、当該要求及び開示に係る事実を相手方に対して通知するものとする。

第4条 (秘密情報の廃棄)

甲および乙は、相手方の秘密情報が不要となった場合、適切な方法で廃棄することを誓約するものとする。

第5条 (秘密情報の漏洩)

甲および乙は、本契約に違反して相手方の秘密情報を開示、漏洩もしくは使用した場合、法的な責任を負うものとする。

第6条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1) 自らが暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下反社会的勢力という）に現在及び将来にわたって該当しないこと。
 - (2) 自らの役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。なお、乙が個人である場合には、本項は「乙本人が該当しないこと」と読み替えるものとする。
2. 前項並びに、直接または間接を問わず反社会的勢力と次の各号の一にでも該当する関係を現在及び将来にわたって有しないことを誓約する。
 - (1) 反社会的勢力が経営に支配的な影響力を有する関係
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与している関係
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用している関係
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしている関係
 - (5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力との間で有している社会的に非難されるべき関係
3. 甲及び乙は、自己又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為を行わないことを誓約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
4. 甲及び乙は、反社会的勢力への該当性を判断するために調査が必要であると判断した場合、相手方に対し、当該調査に協力するよう求めることができるものとし、相手方は、合理的な範囲で当該調査に協力するものとする。
この場合において、相手方は、当該調査に必要な資料を提出しなければならないものとする。
5. 甲又は乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何らの催告を要することなく直ちに甲及び乙の間にて締結された全ての契約を解除することができる。この場合、契約を解除した当事者は、相手方に対し、契約解除によって生じた損害について賠償責任を負わない。また、契約を解除した当事者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

第7条 (専属的合意管轄)

甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争について、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第8条 (協議事項)

甲及び乙は、本契約に定めのない事項が発生した場合又は本契約に関して疑義が生じた場合は、法令、慣習等に従い、誠意をもって協議し解決にあたる。